

第 18 回 岩手県環境審議会水質部会 会議録 [要旨]

1 開催日時
平成 24 年 11 月 7 日（水）14:00 ～14:45

2 開催場所
盛岡地区合同庁舎 5 階 研修室

3 出席者

【委員（敬称略、50 音順）】

生 田 弘 子
伊 藤 歩
杉 本 功 陽
千 葉 啓 子（部会長）
野 澤 日出夫
森 吉 尚（代理：原田 吉信）
丸 山 恵 史（代理：吉田 豊）

【事務局員（岩手県環境生活部環境保全課）】

総括課長	玉 懸 博 文
環境調整担当課長	佐 々 木 隆
特命課長（環境保全技術）	田 村 輝 彦
主 査	阿 部 規 子
主 任	池 田 享 司
技 師	松 本 泰 斗

【その他の出席者（オブザーバー）】

盛岡市環境部環境企画課 技師 浅 沼 文 彦

4 議 事

（1）諮問事項

「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」の一部改正について…
（資料 1 により事務局から説明）

千葉部会長： ただいま、事務局からご説明がありましたことにつきまして、質疑、ご意見をお願い致します。

生田委員： パブリックコメントについてお伺いします。県の考え方の検討結果について、例えば、定期点検等の虚偽の記録を偽造した場合は、罰則が適用されるということですが、施設の管理で汚染が認められた際に対しては、法令で罰則はないのですか。被害を防止する為の指導を行うことになってはいますが、これは罰則には値しないという事か、それとも法令に罰則を適用するという文書はないのですか。

事務局： 基本的には排水基準を設けております。排水基準に適合しないものに対しては、命令等かけることができます。

生田委員： 排水基準を超えたものに対してはどのようなのですか。

事務局： 排水基準を超過したものに対しては、必要に応じて改善命令をかけることができます。

生田委員： なぜかといいますと記録を改ざんするというよりは、汚染の状況で周りの住民が大変な目にあっているのに、それに対しては指導で終わって、記録の改ざんに対しては、罰則があるということですが、どういう違いがあるのですか。

事務局： 水質汚濁防止法においても今回の条例においても、排水基準を設けられており、それを超過するものについては、直罰を適用することができます。罰則はついています。

生田委員： ありがとうございます。

千葉部会長： よろしいでしょうか。その他、何かございますか。

森委員： パブリックコメントの1番目の施設の管理のところですが、夜逃げをした場合はどうするのかという内容ですが、その対応策を読ませて頂くと、本条例及び関係法例により人の健康被害及び生活環境に関わる被害を防止するために必要な指導を行うと書いてありますが、夜逃げをした人に対して指導を行うことはできないと思うのですが、これはどういうことでしょうか。措置を行うのではないのかと思っていましたが、そういうことでしょうか。

事務局： 例えば、廃掃法であれば、有害物の出ている状態の場合に対しては、措置命令というのがございますが、関係法令上、まずは汚染を止めることをし、それを実際にするにあたり、関係者にも合わせて有害物を外に出さないようにという指導も合わせて行うということです。

森委員： 事業者がいなくなった場合のことをいっているのではないのかと思うので、誰かが措置しなければいけないと思うのですが、これは、県が自主的に措置をしなければならないという解釈でよろしいでしょうか。

事務局： 検討結果については、水質汚濁防止法の範疇でできることをお答えしていただき、その他に環境法令でやる場合は、こういった事が考えられるというような説明を先程申し上げました。具体的には水質汚濁防止法の中では、原因者が行方不明になった場合でも、それを究明してその方をなんとかつかまえて、命令を下すというのが基本的なところです。一方、工場などに有害物などが残された場合には、それは廃棄物となりますので、関係法令である廃棄物処理法で指導、措置をすることになります。この場合の措置の中には、強制代執行という措置もありまして、原因者不在の場合、緊急対応として、行政が廃棄物の処理を代って行うということがございます。その事を全部お示しするというのではなくて、ここのところでは水質汚濁防止法及び生活環境保全条例分だけをお示ししたのが、今回のご説明でございます。

森委員： わかりました。

千葉部会長： その他、何かございますか。

各会員： 意見なし。

千葉部会長： それでは、今までの審議結果を踏まえて、ご意見がないようでしたら、この辺で事務局案について意見なしということで答申してよろしいでしょうか。

各会員： 異議なし。

千葉部会長： それから、答申を行う際の細かい文言の修正や文書表現の修正などがでてくる場合がありますので、私に一任させて頂いてよろしいでしょうか。

各会員： 異議なし。

千葉部会長： それでは、この諮問に関してはこれで終了します。

(2) その他

千葉部会長： 議事(2)その他について、委員の方から何かご意見はありますでしょうか。

各会員： 意見なし。

千葉部会長： それでは委員の方からはないようですので、事務局から何かありますでしょうか。

事務局： それでは、事務局からいくつか御報告をさせていただきます。

「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行などについて」

(資料2により事務局から説明)

森委員： ノニルフェノールは岩手県内での使用量やどこが使用しているかということとは調べているのですか。

事務局： ノニルフェノールの実際の使用量はおさえておりません。19年くらいまで12水域でオクチルフェノール、ビスフェノール、ノニルフェノールを測定した経緯はあるのですが、その際においては、当時の環境省が魚類への影響の指標として、無影響濃度を下回っているというような整理を当時していたという経緯がございます。色々な製造業の洗浄剤として使われているものですので、色々なかたちで出てくるとは思いますが、今こちらの方で具体的にどのように市油されているかということは把握しておりません。来年度は、常時監視の中でそういうものを適宜把握をし、進めていく話になると思います。

千葉部会長： 測定自体の値段や精度管理が難しかったり、フェノールも分取して分けていかなければならないので、色々な仕事があると思います。水生生物系に影響が考えられるので、今後続けたいと思います。

この件に関しまして、よろしいでしょうか。では、次お願いします。

「平成25年度環境放射能モニタリング実施計画(案)について」

(資料3により事務局から説明)

伊藤委員： 確認ですが、試料としては水だけではなくて、底質も合わせてするということですか。

事務局： 河川につきまして、これまでと同様、底質についても実施をすることになります。

伊藤委員： 前回、河口域での底質や海域の話もありましたが、そちらのほうもやる予定ですか。

事務局： 河川については、海域のほうでのきめ細やかなサンプリングというと技術的に色々検討しなければならないので、まず河川のほうで状況を細やかに見させて頂いて、その状況をもとにまた検討したいと考えております。

事務局： 河川には、今年と同じように水質と底質と河川敷の空間線量率を測る予定です。海域については、サンプリングは非常に難しいので、これは国にお願いをしております。

伊藤委員：わかりました。

千葉部会長：環境中の放射線物質のモニタリングを水質関係や土壌や大気でそれぞれの分野で行っておりますが、例えば、岩手県の環境中のものを総合的に見て、どこかに傾向として見られるとか、今後詰めていくということはありませんか。

事務局：環境調査につきましては、空から降ってくるもの、それから降った結果地面や水分の中に存在するものとそれぞれの試料を測定して、県のホームページの中に放射能関係で1サイトにまとめてお示ししておりました。トータルで人間への影響というのは、極めて外部被爆にしては少ないという報告もしておりますし、合わせて食品の測定結果も載ってまして、内部被爆、外部被爆それぞれ規制シーベルトを下回っているということがわかるように図示しております。

千葉部会長：この件については、よろしいでしょうか。

各会員：意見なし。

千葉部会長：では、次お願いします。

「滝名川の魚類へい死事故について」
(資料4により事務局から説明)

千葉部会長：今のご説明から、何かご意見はございますでしょうか。

伊藤委員：3番の水質検査の結果ですが、下の河川の工場の下流が魚類へい死地点となっておりますが、この位置関係はどのようになっていますか。

事務局：資料4追加資料の地図上に示します滝名川から黒沢川に合流する地点から滝名川の上流地点に工場があります。こちらの工場からの排水溝の上流側、下流側、排水溝の3箇所です。魚類へい死地点は、そこからずっと下流に下っていきまして、甘越橋付近で発見されていたという位置関係になっております。

伊藤委員：工場の下流というのは、工場とへい死地点の間ということですか。

事務局：はい、そうです。

伊藤委員： 魚類へい死地点で、12日と15日がpHが高い気がします、これは何か原因が考えられるのでしょうか。

事務局： もう一度お願い致します。

伊藤委員： 10月11日に事故があり、数値が8.8、そのあと12日、15日と4日たっても8.2ということで、8.2というのは、他にも河川でもあると思うのですが、ここでpHが高くなることはどういうことなのか、上流だと7.2とか7.5となっていますが、そのあたりは、何か原因があるのですか。

事務局： それは、事故があった日から、排水のところで未処理のまま排水されたことが原因として考えられるのですが、今現在、事業所のアルカリ成分が川に沈んでいる状況が続いているので、その影響が高いです。現在も沈殿しているようなところについては、処理させるように業者に指導をしているところでした。

伊藤委員： 何かアルカリ成分が溜まっているのではないのですか。

事務局： 魚が死んでいる付近が川の淀みになっておりまして、事故当時のアルカリ成分が滞留しているようです。そのすぐ上のほうは、流れて跡形もなくなっていました。

伊藤委員： 堆積しているのは、もう取り除いたりしたのですか。

事務局： 只今、相談し、排水が原因かもしれないのできちんと処理してくださいと指導しております。

伊藤委員： はい、わかりました。

千葉部会長： その他、何かございますか。

野沢委員： 他の施設で、排水処理施設というのは、きちんとしたものがついているのですか。要するに、排水基準の適用を受けないで、適当な施設になっていることはないでしょうか。

事務局： 施設は、希硫酸を使ってアルカリを中和する施設がついておりまして、現在は工場を操業しているのですが、その中和した水をまた循環で使用するというかたちで実際に系外に出さない形で操業を行っている状態です。

森 委 員 : 最近、復興関係で生コンの需要が高いのですが、悪いように解釈はしたくないのですが、出荷を優先するあまり手抜きをしている状況であれば、非常に由々しき問題だと思えます。むしろ、復興の為に量産してもうらのは当然ですが、きちんと環境問題に配慮し、復興に携わり、円滑に工場運営というのが望ましいです。このようなときは、是非厳しく指導して頂き、こういう時だからこそきちんとして頂きたいと思えます。

野 沢 委 員 : たぶん今年、異常渇水でしたので、その為に濃度があがって出てきたのではないかと思います。ということは、恒常的に出していたのではないかと感じられます。結果が出る前に事前に指導ができるといいのですが。

千葉部会長 : 上水道の取水をしている箇所があるので、なんとかその辺を考えていきたいです。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

各 委 員 : 意見なし。

千葉部会長 : それでは、本日の審議は以上を持ちまして終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

事 務 局 : それでは、以上を持ちまして本日の水質部会を終了致します。誠にありがとうございました。